

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）について

1. はじめに

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されたことに伴い、事業者は障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告することが義務付けられました。

これは障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促すものです。

2. 報告対象となる事業者

以下のサービスの指定を受けている事業者が対象になります。（基準該当サービスは除く）

●指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

●指定地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

●指定計画相談支援

●通所支援（共生型通所支援を含む）

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

●指定障害児相談支援

●指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く）

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※なお、和歌山市から指定を受けた障害福祉サービス等については、和歌山市障害者支援課へ報告することになるのでそちらにお問い合わせください。

3. 報告の方法

事業者は、「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告します。

●<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COPO00100E0000.do>

4. 具体的な流れ（令和4年度実施要綱の場合）

※当該年度4月1日を基準日とします。

	基準日前に指定を受けている場合	基準日後に指定を受けた場合
報告開始	5月1日から	指定を受けた日から
報告期限	7月31日まで	指定を受けた日から2か月以内
公表時期	9月から	報告後1か月以内

5. 留意事項

（1）ログインIDとパスワードについて

ログインIDとパスワードは当初発行されたものと同じですので、紛失することがないように適切に保管してください。もし、ログインIDが分からなくなった場合、障害福祉課までお問い合わせください。（パスワードはシステムにログイン後、各事業者で再発行していただくことになります。）

なお、ログインID及びパスワードは事業所毎に送付されているものではなく、**事業者(法人)に1つ送付されていますのでご注意ください**。複数の事業所、施設を運営されている事業者におかれましては、各事業所へ周知してください。

（2）福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の**算定要件の一つである「見える化要件」**において、当該システムの活用が推奨されています。

（3）災害時情報共有システムとの連携について

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、被災した施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配など）につなげることを目的に、令和3年度より災害時情報共有システムの運用が開始されているところです。

災害時情報共有システムは障害福祉サービス等情報公表システムで公表されている事業所情報と連携することになっているので、速やかに事業所情報を登録し、申請するようにしてください。

6. 令和5年度の予定

令和5年度の基準日（令和5年4月1日）を前年度の基準日（令和4年4月1日）と比較し、令和5年7月30日までに報告していただく予定です。

また、公表の時期は令和5年9月頃を予定しています。

7. よくある質問

Q1. WAMNET からメールが届かない。

A1. 県へ届け出た法人のメールアドレスでシステムに登録しているため、事業所ではなく法人あてに送られています。

届かない場合は登録メールアドレスを変更する必要があるので、障害福祉課までご連絡ください。

Q2. 同一法人内で和歌山市所管と和歌山県所管の事業所の指定を受けている場合、ログインID 及びパスワードはどのようになるのか。

A2. 同一法人に対して、和歌山市所管分と和歌山県所管分のそれぞれのログインID 及びパスワードが発行されます。

Q3. サービスを休廃止した場合はどうするのか。

A3. 障害福祉サービス等情報に変更が生じた場合、その都度変更の報告をする必要があります。

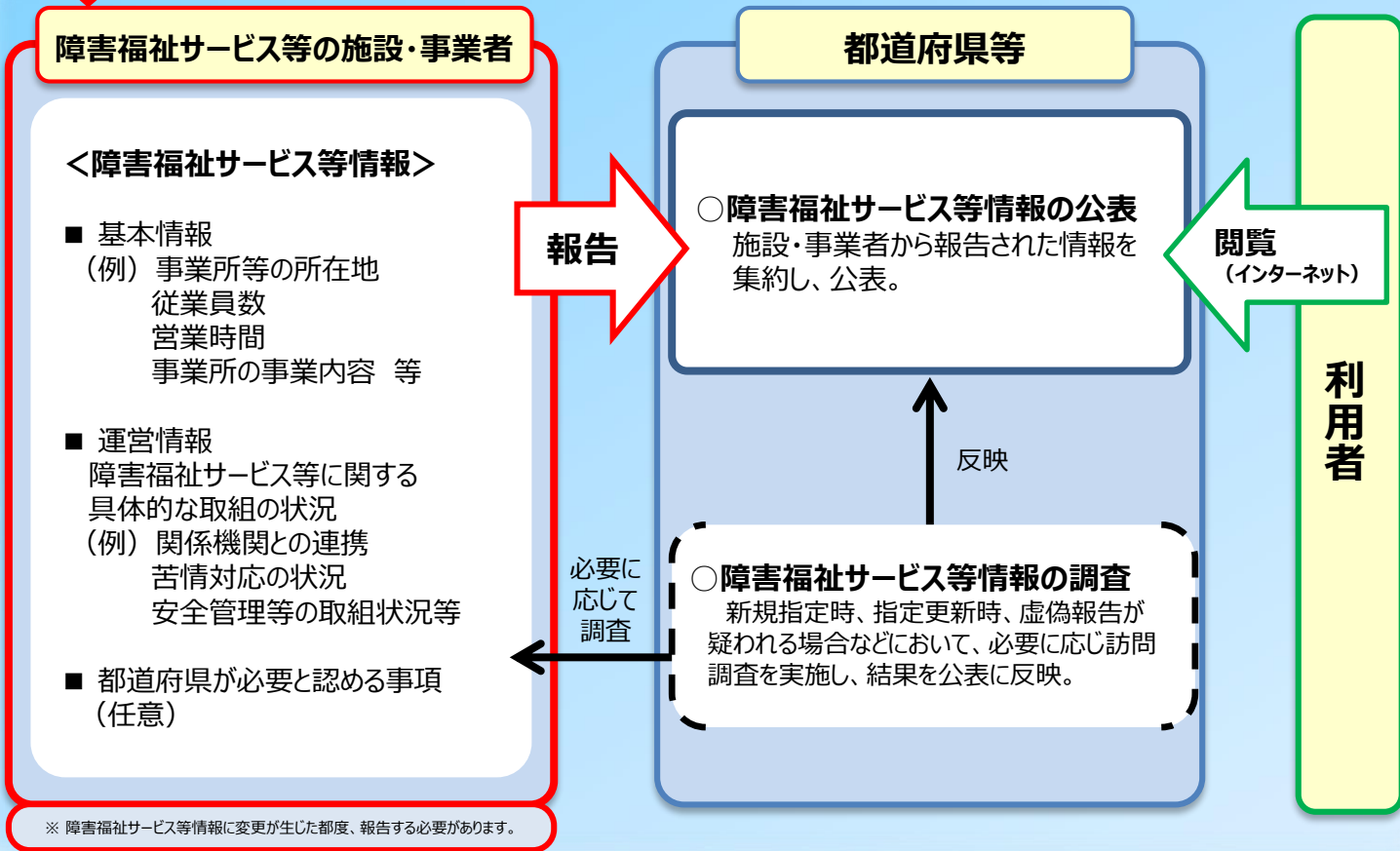
休止・廃止の情報は和歌山県が入力します。

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



- 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

